

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件四件

○大規模小売店舗立地法第六条第二

四五

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

四五

項の規定により変更の届出があった件

四五

○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件

四五

○道路の区域を変更する件二件

四五

### 公 告

## 告 示

### 福島県告示第六百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十二月二十六日から平成二十四年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW福島店 福島県福島市丸字字広町十二番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 小島 章利

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 小島 章利

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

三 変更した年月日

平成二十二年二月十六日

四 届出年月日

平成二十三年十二月十二日

五 届出をした者

株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第六百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十二月二十六日から平成二十四年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW方木田店 福島県福島市方木田字南島九番地三ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 小島 章利

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

三 変更した年月日

平成二十二年二月十六日

四 届出年月日

平成二十三年十二月十二日

五 届出をした者

有限会社かわよし商事

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第六百三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十

二月二十六日から平成二十四年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEWいわき店 福島県いわき市平字菱川町三番地一

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 福島県いわき市平字菱川町三番一号ほか

(変更後) 福島県いわき市平字菱川町三番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 小島 章利

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 小島 章利

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

三 変更した年月日

1 平成十七年九月二十日

2 平成二十二年二月十六日

3 平成二十二年二月十六日

四 届出年月日

平成二十三年十二月十二日

五 届出をした者

株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十二月二十六日から平成二十四年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品花春店・コジマNEW会津若松店 福島県会津若松市花春町二百三十七番地三ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) カワチ薬品花春店・コジマNew会津店  
福島県会津若松市花春町五番一号ほか

(変更後) カワチ薬品花春店・コジマNEW会津若松店  
福島県会津若松市花春町二百三十七番地三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 小島 章利

(変更後) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 小島 章利

(変更後) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎 悦男

三 変更した年月日

1 店舗の名称 平成十八年一月二十七日

2 店舗の所在地 平成十七年十二月二十六日

3 平成二十二年二月十六日

四 届出年月日

平成二十三年十二月十二日

五 届出をした者

株式会社カワチ薬品 株式会社コジマ

株式会社カワチ薬品 株式会社コジマ

株式会社カワチ薬品 株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年十二月二十六日から平成二十四年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス棚倉店・セキシヨウ棚倉店 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字新町七十二番

地 二 変更しようとする事項

1 駐輪場の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

2 荷さばき施設の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

3 廃棄物保管施設の位置

（変更前）別紙図面のとおり

（変更後）別紙図面のとおり

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

5 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後）午前八時四十五分から午後十時まで

6 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前四時から午後六時

（変更後）午前六時から午後八時

三 変更しようとする年月日

1 駐輪場の位置

平成二十四年八月六日（ただし、軽微変更が認められればその翌日）

2 荷さばき施設の位置

平成二十四年八月六日（ただし、軽微変更が認められればその翌日）

3 廃棄物保管施設の位置

平成二十四年八月六日（ただし、軽微変更が認められればその翌日）

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成二十三年十二月二十日

5 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前変 敷地の幅員 延

長

福島県知事 佐藤雄平

平成二十三年十二月二十日

6 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成二十三年十二月二十日

四 届出年月日

平成二十三年十二月五日

五 届出をした者

株式会社エコス

（「別紙図面」及び「別紙書面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十三年十二月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社コジマ福島店 福島県福島市丸子字広町十二番地一

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

千七百一十平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成十七年七月二十四日

五 届出年月日

平成二十三年十二月十二日

六 届出をした者

東武鉄道株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

公 告

路線名	区 間	更後の別	(メートル)	(メートル)
県道会津坂下会津高田線	大沼郡会津美里町和田目字沢田南九一番地先から 同 郡 同 町 新屋敷字新屋敷二四二番地先まで	変更前	A 六・〇 } B 一五・〇 } 一三九・四	九五四・五 九六三・〇
		変更後	A 六・〇 } B 一四・〇 } 一四二・〇	九五四・五 九六五・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百八号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町海老相馬線	相馬市蒲庭字孫目二八八番一八地先から 同 市蒲庭字孫目九九番一地先まで	変更前	A 一一・五 } B 二二・〇 } 一一三・〇	八三・〇
		変更後	A 一一・五 } B 八・〇 } 一一二・〇	八三・〇 九〇・〇

(道路計画課)

公告第二百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月八日
- 名称  
特定非営利活動法人ジバング
- 代表者の氏名  
佐々木 幹夫
- 主たる事務所の所在地  
福島県相馬市北飯淵二丁目八番地の七
- 定款に記載された目的  
この法人は、市民生命を災害から守るために、防災支援ポールの研究・開発・設置・メンテナンス事業を行い、防災まちづくりの推進をはかる活動に寄与することを目的とする。

(文化振興課)



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷